

高知県教育委員会 会議録

令和7年9月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和7年9月10日(水) 13:30

閉会 令和7年9月10日(水) 14:05

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	今城 純子
	教育委員	池 康晴
	教育委員	小田 通
	教育委員	森下 安子
欠席者	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	小笠原直樹
〃	教育次長	濱川 智明
〃	教育次長	蛭子 穰
〃	教育政策課長	三木 直樹
〃	教職員・福利課長	岡本 健(付議第5号のみ)
〃	教職員・福利課企画監	越野 正規(付議第5号のみ)
〃	学校安全対策課長	小川 真紀雄(付議第1号のみ)
〃	幼保支援課課長補佐	田邊 佳子(付議第2号から第5号のみ)
〃	生涯学習課長	竹村 邦敬(付議第5号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	大前 拓也
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	前原 尚太(会議録作成)
〃	教育政策課主査	小松 名奈(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	9月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第5号は高知県議会9月定例会に提出予定の議案について検討を行うものであるため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第5号を非公開の取扱いとする。

※付議第5号議案については非公開議案であったが、令和7年9月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。

【付議第1号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（学校安全対策課）】

○学校安全対策課長 説明

○質疑

池委員	工期が遅れた理由はわかるか。
事務局	工事ヤードという、工事するための資材を置くスペースを学校の要望で当初より狭くした関係で、作業効率が悪くなったということが1点である。それと、当初気付いていなかった浄化槽が埋まっていることが判明したため、その対応に時間を要した。また、渡り廊下を設置する両端の校舎の基礎部分が、渡り廊下の基礎と干渉することが、後に判明して、その対応に時間を要したもの。
池委員	原告の方は延期されたことによって、その期間に他の仕事ができなかったということの損害賠償ということか。
事務局	主な理由としてはそうである。
池委員	学校だと騒音があると授業ができないので、学校側から工事を限られた時間にして欲しいと依頼をすることがあって、工事が遅れることが時々あるが、今回は説明があったようなことが理由だと理解した。事前に、資材置場が狭くなるということは分からなかったのか。
事務局	後から分かった。
池委員	学校の行事等の都合によって、置き場が小さくなったのか。
事務局	学校が使っている駐車場のスペースなどの関係で、後から分かったというところである。
池委員	理解した。
教育長 各委員 教育長	付議第1号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（幼保支援課）】

【付議第3号 地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案（幼保支援課）】

【付議第4号 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案（幼保支援課）】

○幼保支援課課長補佐 説明

○質疑

小田委員	こういった通報は、高知県内でどれぐらいあるのか。
事務局	直近で言うと、令和4年4月から12月に発生した不適切な保育の内容について、国が調査をして、令和5年5月に公表された。それ以降は通報されたものはなく、令和4年12月以降の通報はない状況である。
小田委員	ないということは、実際にはないのか、それとも潜在しているかもしれないのか。
事務局	不適切な保育が疑われるとして確認するというような話であれば、当課に情報が上がってくるので、ないという状況なのではないかと思う。
小田委員	うまくいっているということは、色々な制度や法令の改正などによって、改善されていると考えて良いか。
事務局	ガイドラインが8月に改正されたのだが、それ以前のガイドラインでは、保育園、市町村、県の認識の違いが発生していたことが、国の調査から分かっている。8月に改正されたことによって今後具体的に分かってくることもあるのではないかと考えている。
小田委員	ガイドラインが周知徹底されて、乳幼児を取り巻く周りの意識も高まったと考えて良いか。
事務局	高まっていくと思う。
森下委員	このように変更になったということは、保育園や保護者の方へどのように周知徹底されていくのか教えていただきたい。
事務局	ガイドラインが改正された時点では、保育所等に通知がいつているが、教育委員会から直接保護者へ周知することにはなっていない。今後10月1日に施行されて、虐待の通報等のことについては、ホームページ等でも周知していくことになるかと思う。
森下委員	今まで報道されていたものは、割と保護者の方からの通報が多かったかと思うと、保護者の方への周知も考えていかないといけないのではないかと考えて、質問させていただいた。

教育長 各委員 教育長	付議第2号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第3号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第4号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり決定する。

【付議第5号 令和7年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

小田委員	<p>1点目が、教員採用の選考審査を、国の方で全国统一問題にするとということが話題になっている。そうすると、負担軽減には繋がると思うが、今行っている他県に先駆けた日程で選考をするということが、なかなか難しくなるのではないかと思う。国の動きもあるが、全国统一の試験になった時に、高知県としてどのような方向性を持っているのかお聞きしたい。</p> <p>2点目が、アリーナの空調設備について、体育館の空調設備は災害時に大事になってくると思う。避難所になっている小中学校や県立高校の体育館の空調の問題も、これから非常に大事になるかと思っているが、ある程度計画的に進めていくのか、見通しを教えてください。</p>
事務局	<p>採用審査の共同実施について、先日報道でも出ていたように、文部科学省が主導して、自治体協議会に51の団体が参加して具体的に検討しているという状況である。その中で議論されているやり方としては、個別の団体が作ったり、外部委託したりしている一次審査の筆記問題を、共同で発注をしてその問題を使うという方式で行っている。そのため、試験の運用などは、それぞれの自治体で行う。ただ、おっしゃられるように同じ問題を使うので、日程は同じ日で行わないといけなくて、今の中では5月、6月、7月にそれぞれ1回の3日程で設定をするということになっている。早い段階で実施したいところ、あるいは今までと同じように7月ぐらいに実施したいところと、ある程度分散して併願ができるということになるかと思う。</p> <p>高知県は早めに実施することで併願を確保しているので、果たして採用を採れるのかというところは心配なところがある。自治体協議会の状況を</p>

	<p>聞きつつ、どのように参加するかを最終的に決めていきたいと考えている。</p> <p>他方、採用を確保できるかどうかの点においては、先ほど言ったように3日程ぐらいに分けられていると、早い日程で実施すれば未実施の日程と併願が可能になるので、併願者も一定確保できるのではないかと思う。</p> <p>それから、今までであれば特定の団体を受けるための試験勉強をしなければならなかったが、統一的な試験問題になると、高知も受けてみようかという人が確保できる可能性もあるので、メリット・デメリット両方あると思っている。</p> <p>加えて、12月の審査で2回目の募集ということをしているので、そういったことも組み合わせながら採用確保はしていきたいと考えている。</p>
小田委員	<p>受ける側にとっては、メリットが多いと感じる。その中で、高知県を選んでもらうための取組が、さらに必要になってくるということか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りで、高知県で教員として働く魅力の発信や、例えば働き方改革の取組、あるいは自然豊かな高知県で働きませんかというようなアピールが重要になるかと思う。</p>
事務局	<p>高校等の体育館の空調整備について、現在県立高校と特別支援学校は、段階的に空調整備を進めているところで、まずは特別支援学校の整備をして、今後、計画的に県立高校も整備を進めていく計画はしている。現在、年間で大体3校ないし4校ずつくらいの工事を行うというペースで考えているところだが、昨今、暑さの厳しさが増しているのもう少し前倒しして、スピードアップができないか検討をしている。今のペースで進めると、令和10年台半ばぐらいまでかかるかと思うが、それをもう少し早くできるようにしたいと思っている。</p>
小田委員	<p>県立はそのように段階的に進めているとのことだが、郡部の市町村には県立高校もないところもあるので、市町村のほうはどのようなになっているのか。補助金もあるのか。</p>
事務局	<p>補助金で言うと、市町村は国の補助金がある。3分の1がベースであって、一時的に率を引き上げて2分の1まで出る国の補助金がある。市町村立学校については、市町村のほうで対応いただく。一方、県立については国の補助金がないので、起債を活用しながら整備をしている。一定、交付税措置はあるので、それも活用しながら進めている。</p>
小田委員	<p>体育館の空調は、これから防災に関連してとても重要なことだと思う。大体の教室には空調設備があるが、避難所になったときに、教育活動に使いながら、体育館は避難所としての受入れがあると思うので、市町村への働きかけや、県の計画も前倒しで行っていただけると良いと思う。</p>

池委員	<p>教職員・福利課の民間の専門機関への試験問題の委託について、質問させていただく。何年間かこの形を取っていると思うが、指導主事の負担軽減にはなっているのか。それと、設問の間違い等は過去にあったのか。</p>
事務局	<p>外部委託することで、基本的な問題の策定や、その根拠資料を民間業者のほうで揃えてくれるので、そういった意味では負担は大きく減少している。他方、それらを見ながら、問題の主旨や本当に間違いがないかなどを確認する必要があるので、毎年 100 人以上の方に協力いただいて、土曜日に集まってもらうといったことも何回か繰り返してチェックをしている。負担軽減には繋がっているが、それでも大きな負担があるというのが 1 つである。</p> <p>問題のミスについて、平成 30 年ぐらいだったかと思うが、結構大きなミスがあった。そういったこともあって、外部発注するという流れになった。その後は、先ほど申したとおり問題の作成とその根拠資料を外部に発注できているので、チェックのほうに時間をかけられている。それでもミスは出てくるが、少なくとも令和 5 年度以降は、採点調整しないといけないような大きなミスはなかった。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第 5 号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 5 号を原案のとおり決定する。</p>

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 5 号

原案どおり議決